

# 政治思想史上におけるシセロの地位

古代ローマの紀元前一〇六—四二年

田 村 幸 策

一 政治思想史上におけるシセロの重要性は、かれが「自然法」に関する stoïック 派の理論に対し、かれの時代から一九世紀まで西ヨーロッパに行われた「説明」を与えた事実にある。その過程はかれの説明がローマの法律家たちのみならず、キリスト教会の長老たちを経て後世に伝承された事実にある。シセロの思想の最重要な部分は既に中世の全期間を通じ無数に引用され、その最顯著な部分はオーガスチンの著書にも抜粋され常識化されているほどであった。しかしその思想そのものはシセロ自身の発案によるものではなかつたが、その思想をギリシャ語でなく、シセロの発案でラテン語によつて発表したことが、西ヨーロッパに伝播継承された重要な要因であった。

二 シセロの偉大な思想と、かれ以後数世紀にわたる政治哲学と、を学ばんとする者にとって、先づシセロ自身の次のことを偉大な言葉に耳を傾けることが要求される。

眞の法、それはすなわち正しい理性のことであるが、それが自然に合致するためすべての人間に適用され、永世

不変なものである。この法は人間にかれらの義務履行を命じ、惡を行ふことを禁止している。この法の命令と禁止とは常に善人には影響あるが、悪人には効果ない。この法を人間の立法によつて無効にすることは道徳上正しくない。またこの法の作用を制限することも許されなければ、この法を全部無効にすることは不可能である。元老院も人民もこの法に服する義務を解除することは許されない。この法はローマとギリシャとに別々の規制を設けることも許さなければ、今日一つの規則を設け明日他の規則を設けることも許さない。そこにはすべての人間を常に拘束する永世不変な一つの法があるのみである。それはあたかもそこには人間に対し共通な主人と支配者、すなわち神が存在するがごときである。その神がまたこの法の作製者であり解釈者であり、更にその後援者でもある。この法を守らない人間は良心を放棄した者であり、人間の眞の性格を否定する者として最厳罰を蒙らざるを得ないのである。

三 かかる永久の法によればすべての人間は「平等」であるというのがまたシセロの明白な主張である。しかし人間は決して平等でなく、また国家としても人間の財産まで平等化することは妥当でない。しかし人間は理性をもつことにおいて、また基礎的な心理的構造において、より立派だと信ずることに向う一般的な態度において一様である。シセロは人間が事実上「平等」たることを阻止するのは間違いであり、悪い習慣であり、誤った見解に外ならないと主張するのみならず、すべての人間、すべての人種は、経験において同一の能力をもち、正邪を識別する平等の能力をもつているとすら主張している。シセロ自身の言葉を引用すれば次のとくである。

哲学者たちの討議のすべての資料のうち、人間は正義のために生れたこと、しかしてその権利は人間の意見でなく、自然に基盤をもつことを完全に体得するより大切なことはありえない。この事実は人間が他人と交際し團結

しうることに闇し明白な認識をうれば、直ちに明白になる。なぜならわれわれ人間すべてが、同輩の「」とか関係にあることは、他に類例がないからである。たとえ悪い習慣でも、偽りの信仰でも、薄弱な精神の持主でも、かれらをねじまげて、かれらを自己の好む方向にむかわせることはできない。けだし、それはいかなる人も、かれ自身と同一でないからである。

しかしあくまでの人間は一つの法に服するため同輩の市民だから、平等でなければならない」と主張するシセロの説は、市民間の関係は「平等者」間にのみ行われるのであるが、人間はすべてが平等でないから、市民権は少數の選ばれたグループに限らなければならぬと主張するアリストートルの説と正反対である。しかしシセロにとって「平等」は事実たることよりも道徳上の要求である。キリスト教徒の「」と「神はいがなる個人の崇拜者でもないのである」(God is no respecter of persons) 故にたゞそな人が奴隸であつてもアリストートルがいふ「「生きた道具」ではなく、クリシペスがいふが」「生涯を通じて雇われた賃金労務者」に外ならないのである。それから千八百年後にカントの「」と「人間は手段でなく、目的物として取扱わねばならない」のである。これによつて見るとシセロはアリストートルよりもカントにより近いのである。

四 シセロがかれの倫理学説から引出した政治的な結論によると、国家はその市民を拘束する、相互的義務の意識と相互的権利の承認とによるにあらざれば、永久に存続しえないのである。国家は道徳的社會であつて、国家とその法とは」団の人民が共同に所有するのである。その理由から国家は「人民の仕事」(res populi-res publica) だといふ立派な言葉で呼ばれている。だから国家が倫理的目的のための社会でなく、また道徳的紐帶で結ばれたものでもなければ、オーガスチンが「」と「大規模な強盗以外のなにものでもありえなか」(highway robbery on a

large scale) のである。もちろん国家は暴君的な残酷な力でその人民に臨む」とがありうるけれども、そんな場合には国家たる真の性格を失うのである。それをシセロは次の「ごとく定義している。すなわち国家は人民の仕事であるが、その人民はどんな方法でも共同した人間のあらゆるグループではなく、法と権利とに關し共同の合意によつて結ばれるが、または相互的利恵に参加を望む多数の人間の集合でなければならない。故に国家は団体であつて、それに加盟するすべての団員の共有物である。その団体は、その団員に相互援助と公正な政治との利恵を提供するために存在するのであって、三つの結果を伴うのである。その一つは国家とその法とは人民の共有財産であつて、その権威は人民の集団的権力から発生する。人民は自治組織体であつて、当然その権力は自治体自身の保持と、その存続とに必要な権力をもたねばならない。その二は真に正しくかつ合法的に行使される政治権力は、人民のもつ団体の権力でなければならない。その権力を行使する役人は、かれの官職の力によつて行使するのであって、その正当な理由は法であつて、かれ自身も法の創造したものに外ならないのである。なんとなれば、法が役人を支配することと、役人は人民を支配する。官吏は言語を發する法であり、法は沈黙した役人である。その三は国家自身とその法とは、常に神の法、または道徳法、または自然法それは人間の選択や人間の制度を超越したより高い権利に関する法則であるが、その法に服従することであつて、力 (force) は国家の性格においては、一個の出来事であつて、正義と権利との原則を実行するに必要な場合においてのみ正当化される。

五 叙上の政治に関する一般的原則、すなわち権威は人民から発生し、法の保証によつてのみ行使され、道徳的根拠の上においてのみ正当化されることは、シセロがこれを明かにすると間もなく比較的短期間に現実に普遍的に受諾されたのである。紀元五二二年発布されたジャスティニアン皇帝のパンデクテン（法典）に採用された政治哲学は、

実にシセロの理論の繰返しが、まだはその精巧化にすぎない。〔幾世紀間〕も政治哲学上通常のこととして行われ、中世の、ローマ法がヨーロッパ文明における最大の知的魅力なら全期間を通じ何人も異論を唱えた者はなく、かくして、それが西欧の政治思想として共同の世襲財産となつた。

六 シセロの政治思想は独創性を欠くため重要性をもたないとの説がある。事実かれの著書はかれ自身が自白する「」とし編集したもののが少くない。しかしかれの書が決して無視できない長所をもつわけは、あらゆる人がかれの著書なり、これを読むとの簡単な事実にある。故に一度シセロの頭脳に根を張った思想は、将来永久に、読書界によって保存されるという重要な影響力をもつことになった。たとえばシセロによると「われわれは、自由でありうるがために、法の臣使である」との名文句を残している。ともかく、かれの哲学はストイック主義でありて、ペネチウスがローマの大衆に提起し、スキピオ派によって伝えられたものと同様である。しかもこの哲学の殆んど全部は、シセロがキリスト出現以前の、最初の世紀の初期に樹立したものである。シセロ自身の政治に関する「共和国」なる著書は、「」の最初の世紀の半頃に書かれたもので、ローマにおける政治思想の最善な指標といわれている。

### 参考文献

- A History of the Political Philosophers by George Catlin  
A History of Political Theory, by George H, Sabine A History of Political Theousht, by Raymond G. Gettel.